

官民連携による国際クルーズ拠点の形成の概要

参考資料

■ 国際クルーズ拠点として国が指定した港湾において、民間による受入施設整備を促す。
 (平成29年通常国会における港湾法の一部改正により制度創設(平成29年7月8日施行)。)

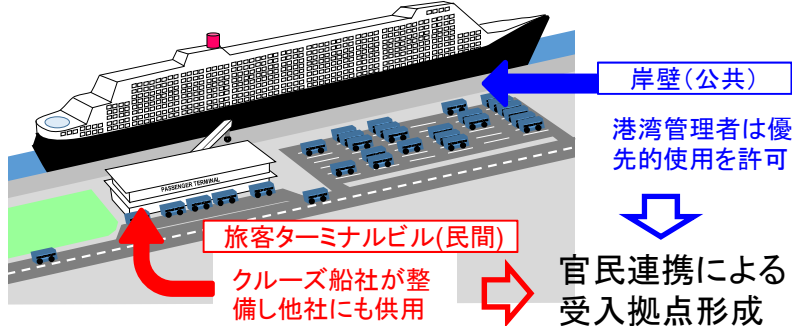
- <現状>
- ① 急増するクルーズ船の受入施設が不足、貨物ヤードでの旅客受入も発生
 - ② クルーズツアーは1年以上前からの販売も多いが、岸壁の優先予約の仕組みがなく、ツアー造成に支障
 - ③ 岸壁を長期優先使用できるなら、自ら旅客ターミナルビル等を整備する意欲を持つ船社が出現

【新たな制度の概要】

国が指定した港湾において、港湾管理者とクルーズ船社との間で、以下の内容の協定を締結できる。

- ・ 港湾管理者はクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める
- ・ 船社は旅客施設を整備し、他社の使用も認める

【官民の連携による拠点形成のイメージ】



【岸壁の優先使用のイメージ】

・A社(協定船社)による予約(1年半程度前)

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	

・A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	

受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

- ・ 岸壁の整備状況、クルーズ船社との連携の度合い、クルーズ旅客の見込み数等を総合的に勘案して、国が指定

港湾管理者がクルーズ拠点の形成計画を作成

- ・ 将来の外航クルーズ旅客の受け入れ目標、ターミナルビル等の施設の整備概要、官民の役割分担等を内容とする受入拠点形成計画を港湾管理者が作成
 →計画に基づく工事の許可等の特例を措置

港湾管理者が民間事業者と協定を締結

- ・ 港湾管理者はクルーズ船社に長期の岸壁優先使用を認める
- ・ クルーズ船社等は形成計画に沿って旅客施設を整備するとともに、自社の利用しない日には他社の使用を許容する
 →クルーズ船社等の地位を引き継いだ承継者にも協定の効力が及び規定を創設
 →クルーズ船社等が所有する旅客施設の利用料金が著しく不適切な場合等における港湾管理者による変更命令を規定

【政府目標】

訪日クルーズ旅客2020年500万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充(日本再興戦略2016)